

岩手県告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成27年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更に係る都市計画区域の名称 大槌都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 大槌町赤浜三丁目及び吉里吉里第28地割の一部並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部（別紙図面のとおり。）

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部並びに大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。